

入札参加資格制限措置の概要

1 対象業者の商号又は名称（代表者名）及び住所

商号又は名称（代表者名）	株式会社竹中工務店 （取締役社長 丁野 成人）
住 所	大阪府大阪市中央区本町四丁目 1 番 1 3 号

2 措置期間

令和 8 年 9 月 18 日から令和 8 年 12 月 17 日まで（3 か月）

3 事実概要

当該事業者の社員は、背任の容疑で令和 8 年 8 月 1 9 日に大阪府警に逮捕された。

4 措置理由

上記のことが、本市建設工事等入札参加資格制限措置要綱別表第 2 8（不正又は不誠実な行為）に該当するため。

【入札参加資格制限措置要綱別表第 2 8】

措 置 要 件	期 間
（不正又は不誠実な行為） 8 別表第 1 及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 か月以上 1 2 か月以内

問い合わせ先
喜多方市総務部財政課 〒966-8601 福島県喜多方市字御清水東 7244 番地 2 電話 0241-24-5279